

資料 4

各アクションプランの修正状況

No.	1					平成31年(2019年)3月 策定時	
基本方針	市民のためのサービスデザイン						
取組	手続						
アクションプラン	手続の電子化						
概要	各種手続の電子化（申請手続をインターネットを通じて行えるようにする電子申請）については、マイナンバーカードの活用も含めて検討し、推進します。 平成30年度（2018年度）末から開始している簡易な申込みを行えるシステムについては、利用できる種類を増やす等の拡充を行い、市民にとって利便性の高いシステムとなるよう取り組みます。						
目的	市役所や出張所等へ出向かなくても手続ができるようにし、市民の時間（平日に来庁するための時間及び窓口での待ち時間）と場所（市役所や出張所等でしか手続が行えないこと）の制約を緩和します。また、申請書の電子化により、職員作業についても効率化されることが見込まれ、捻出された時間を市民サービスの向上のために活かします。						
成果目標（アウトカム）	内容	平成30年度（2018年度）末から開始している簡易な申込みを行えるシステム（電子申込システム）については、利用の拡充を目指し、利用できる手続数の増加と、各手続における利用率の向上を目指します。					
	評価指標（定量的）	電子申込システムを利用する手続について、各手続のシステム利用率（電子申込システムを利用した申込み数÷全体申込み数）から年度ごとに平均値を算定し、50%を目標とします。					
	年度	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
	予定	申込み 10%	申込み 20%	申込み 30%	申込み 40%	申込み 50%	
	実績	申込み 30.7%	申込み 32.8%				
スケジュール	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
	運用(簡易)						
	調査研究						
	構築・運用						
主管部門	電子申込又は電子申請を実施する全室課						
関係部門	情報政策室						

主な見直し内容

電子化されている手続の場合においても、従来どおり来庁もしくは郵送の方法で受付を併用しているものが多く、現在の評価指標(各手続のシステム利用率（電子申込システムを利用した申込み数÷全体申込み数）)を用いた場合に成果が見えにくいいため、全体の手続のうち電子化可能なものに対してどの程度電子化されているかがわかる指標に見直す。

No.	1					中間見直し案	
基本方針	市民のためのサービスデザイン						
取組	手続						
アクションプラン	手続の電子化						
概要	各種手続の電子化（申請手続をインターネットを通じて行えるようにする電子申請）については、マイナンバーカードの活用も含めて検討し、推進します。 平成30年度（2018年度）末から開始している簡易な申込みを行えるシステムについては、利用できる種類を増やす等の拡充を行い、市民にとって利便性の高いシステムとなるよう取り組みます。						
目的	市役所や出張所等へ出向かなくても手続ができるようにし、市民の時間（平日に来庁するための時間及び窓口での待ち時間）と場所（市役所や出張所等でしか手続が行えないこと）の制約を緩和します。また、申請書の電子化により、職員作業についても効率化されることが見込まれ、捻出された時間を市民サービスの向上のために活かします。						
成果目標（アウトカム）	内容	平成30年度（2018年度）末から開始している簡易な申込みを行えるシステム（電子申込システム）については、利用の拡充を目指し、利用できる手続数の増加と、各手続における利用率の向上を目指します。					
	評価指標（定量的）	【令和元年度～令和3年度】電子申込システムを利用する手続について、各手続のシステム利用率（電子申込システムを利用した申込み数÷全体申込み数）から年度ごとに平均値を算定し、50%を目標とします。 【令和4年度～令和5年度】電子化対象手続※における電子化率100%を目標とします。					
	年度	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
	予定	申込み 10%	申込み 20%	申込み 30%	電子化率 45%	電子化率 100%	
	実績	申込み 30.7%	申込み 32.8%	(本年度未測定)			
スケジュール	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
	運用(簡易)						
	調査研究						
	電子化						
主管部門	電子申込又は電子申請を実施する全室課						
関係部門	情報政策室						

※概ね全ての手続を対象とするが、「件数が少ない」「技術的に困難」等、相応の理由があるものは対象外とする。

No.	2					平成31年(2019年)3月 策定時
基本方針	市民のためのサービスデザイン					
取組	手続					
アクションプラン	コンビニエンスストア等での証明発行の拡充					
概要	市民の都合に応じて、最寄りのコンビニエンスストア等で、マイナンバーカードを利用して税証明（課税証明書等）を取得できるようにします。					
目的	日々の生活圏内において、夜間や休日でも市民が必要な証明書類を受け取りやすいようにし、市民の利便性向上を図ります。					
成果目標（アウトカム）	内容	税証明のコンビニ交付サービスの周知を進め、証明書の発行を誘導することで、市民が便利に取得できるようにし、コンビニエンスストア等での税証明発行件数の向上を図ります。				
	評価指標（定量的）	年度とともに認知率、利用率を向上させ、最終年度には年間課税証明発行件数の1.5%となる1,000件を目標とします。				
	年度	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	予定		650件 (0.9%)	800件 (1.1%)	900件 (1.3%)	1,000件 (1.5%)
実績		4.0%				
スケジュール	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
	構築					
	運用					
主管部門	税制課					
関係部門						

主な見直し内容

現在コンビニエンスストアにて取得可能な証明書に住民票・戸籍謄抄本・印鑑登録証明書も含まれていることから、課税証明の交付のみを対象としていたアクションプランに、上記の証明書も追加する。また、課税証明の交付についても、令和2年度実績値において、当初予定していた成果目標を大きく上回っていたことから、令和4、5年度の成果目標値について、上方修正を行う。

No.	2					中間見直し案
基本方針	市民のためのサービスデザイン					
取組	手続					
アクションプラン	コンビニエンスストア等での証明交付の拡充					
概要	市民の都合に応じて、最寄りのコンビニエンスストア等で、マイナンバーカードを利用して各種証明書（戸籍謄抄本等・住民票・印鑑登録証明書・課税証明書等）を取得できるようにします。					
目的	日々の生活圏内において、時間や場所にとらわれず市民が必要な証明書等の取得を可能とし、市民の利便性向上を図ります。					
成果目標（アウトカム）	内容	各種証明書のコンビニ交付サービスの周知を進め、証明書の発行を推進することで、市民が便利に証明書を取得できるようにし、コンビニエンスストア等での証明交付件数の向上を図ります。				
	評価指標（定量的）	【令和元年度～令和3年度】年度とともに認知率、利用率を向上させ、最終年度には年間課税証明交付件数の1.5%となる1,000件を目標とします。 【令和4年度～令和5年度】年度とともにコンビニ交付サービスの認知率、利用率を向上させ、最終年度には全体の約15%がコンビニ交付となることを目標とします。 ・課税証明→年間約45,000件のうち7,000件（令和2年度実績：1,730件） ・住民票・戸籍謄抄本・印鑑登録等証明書 →年間約388,000件のうち58,300件（令和2年度実績：36,104件）				
	年度	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	予定		課税証明 650件	課税証明 800件	課税証明 6,500件 住民票等 46,600件	課税証明 7,000件 住民票等 58,300件
実績	-	課税証明 1,730件 住民票等 36,104件	(本年度未測定)			
スケジュール	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
	構築（税）					
	運用（税）					
運用（住民票等）						
主管部門	税制課、市民課					
関係部門						

No.	4	平成31年(2019年)3月 策定時				
基本方針	市民のためのサービスデザイン					
取組	手続					
アクションプラン	Web施設予約システムの導入					
概要	Web施設予約システムを導入し、市民が自宅のパソコンやスマートフォン等から各種公共施設の空き状況の確認や予約手続を行えるようにします。また、導入後においては、予約できる対象施設を増やしていき、市民にとって利便性の高いシステムとなるよう取り組みます。					
目的	システムの導入により、利用者の利便性向上を図ります。					
成果目標 (アウトカム)	内容	システムの利便性を市民に知ってもらえるよう各主管部門にて周知を行い、各施設の稼働率（貸室等の利用率）の上昇を図ります。				
	評価指標 (定量的)	各施設の稼働率を平成30年度（2018年度）と比較し、平均25%の上昇を目標とします。				
	年度	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	予定		10.0%	15%	20%	25%
	実績		▲16.7%			
スケジュール	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
	調整・開発					
	運用					
	拡充					
主管部門	Web施設予約を実施する室課					
関係部門	情報政策室					

No.	4	中間見直し案				
基本方針	市民のためのサービスデザイン					
取組	手続					
アクションプラン	Web施設予約システムの導入					
概要	Web施設予約システムを導入し、市民が自宅のパソコンやスマートフォン等から各種公共施設の空き状況の確認や予約手続を行えるようにします。また、導入後においては、予約できる対象施設を増やしていき、市民にとって利便性の高いシステムとなるよう取り組みます。					
目的	システムの導入により、利用者の利便性向上を図ります。					
成果目標 (アウトカム)	内容	Web施設予約システムにより、空き状況の確認や予約手続を行える各種公共施設数を増やします。				
	評価指標 (定量的)	【令和元年度～令和3年度】 各施設の稼働率を平成30年度（2018年度）と比較し、平均25%の上昇を目標とします。 【令和4年度～令和5年度】 Web施設予約システムにより空き状況の確認や予約手続を行える各種公共施設数を令和5年度までに34施設に増やします。				
	年度	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	予定		10.0%	15%	31施設	34施設
	実績		▲16.7%	(本年度未測定)		
スケジュール	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
	調整・開発					
	運用					
	拡充					
主管部門	Web施設予約を実施する室課					
関係部門	情報政策室					

主な見直し内容

市民から見て利便性の向上を直接的に測れる指標とするため、成果目標を「各施設の稼働率」から「Web手続き等を行える施設数」に変更する。

■ 導入状況

- 令和元年度：スポーツ・文化施設（体育館、グラウンド等）13施設
- 令和2年度：青少年サポートプラザ、市民公益活動センター等 10施設
- 令和3年度：コミュニティセンター（内本町、亥の子谷、千里山、千一）

■ 導入予定

- 令和4年度：交流活動館、男女共同参画センター、総合福祉会館
- 令和5年度：勤労者会館、他検討中

No.	5					平成31年(2019年)3月 策定時	
基本方針	市民のためのサービスデザイン						
取組	情報発信						
アクションプラン	ホームページ等における情報発信の充実						
概要	<p>市ホームページが見やすく分かりやすくなるようページ構成を工夫するとともに、情報量の充実を図ります。また、ウェブアクセシビリティ※基準に準拠することで、高齢者や障がい者等、誰もが見やすく分かりやすいホームページを構築します。さらに、必要な情報が必要な時に必要な人へ届くよう、プッシュ型配信等を充実させ、リアルタイムで拡散性の高い情報発信に努めます。また、情報発信においては日本語以外の言語にも対応できるよう推進していきます。</p> <p>これらの取組を行い、ホームページの閲覧者数を増やします。</p>						
目的	従来の紙情報だけでなく、ICTを活用することにより、市民にとってより分かりやすい情報発信を行います。						
成果目標（アウトカム）	内容	見やすく分かりやすいホームページの構築と、情報量の充実により、ホームページ閲覧者数を増やします。					
	評価指標（定量的）	ホームページの月平均閲覧者数を毎年向上させ、平成39年度（2027年度）に200,000人を目標とします。 [平成29年度（2017年度）の月平均訪問者数144,865人]					
	年度	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
	予定	148,000人	154,500人	161,000人	167,500人	174,000人	
	実績						
スケジュール	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
	運用	→					
	充実	→					
主管部門	広報課、全室課						
関係部門	情報政策室						

※ ウェブアクセシビリティとは、高齢者や障がい者等、心身の機能に関する制約や利用環境等に関係なく、すべての人々がウェブ（インターネット）で提供される情報を利用できるようにすること。

主な見直し内容

デジタルデバインド対策の一つとして、ウェブアクセシビリティを推進しているところであるが、誰一人取り残さない安心・安全かつ便利なICTの活用の実現に向けて、デジタルデバインド対策へ取り組む旨を明示する。さらに、市のIT施策の情報発信について毎年度ホームページにて公開することを追加する。また、成果目標(アウトカム)として、吹田市役所公式SNS（Twitter、Facebook、LINE）のフォロワー数を追加する。

No.	5					中間見直し案	
基本方針	市民のためのサービスデザイン						
取組	情報発信						
アクションプラン	ホームページ等における情報発信の充実						
概要	<p>市ホームページが見やすく分かりやすくなるようページ構成を工夫するとともに、情報量の充実を図ります。また、デジタルデバインド対策として、ウェブアクセシビリティ※基準に準拠することで、高齢者や障がい者等、誰もが見やすく分かりやすいだけでなく、日本語以外の言語への翻訳にも対応できるようなホームページを構築します。さらに、必要な情報が、必要な時に、必要な人へ届くよう、プッシュ型配信等を充実させるとともに、吹田市役所公式SNSの登録者の拡大に向けた取組を進めます。</p> <p>また、市のIT施策の情報発信として、主なIT予算の執行内容がわかるよう毎年ホームページに掲載を行います。</p>						
目的	従来の紙情報だけでなく、ICTを活用することにより、市民にとってより分かりやすい情報発信を行います。						
成果目標（アウトカム）	内容	見やすく分かりやすいホームページの構築と、情報量の充実により、ホームページ閲覧者数を増やします。 吹田市役所公式SNSの周知に努め、登録者数を増やします。					
	評価指標（定量的）	【令和元年度～令和5年度】ホームページの月平均閲覧者数を毎年向上させ、令和9年度(2027年度)に閲覧者数200,000人[平成29年度（2017年度）の月平均訪問者数144,865人]を目標とします。 【令和4年度～令和5年度】吹田市役所公式SNS（Twitter、Facebook、LINE）の登録者数90,400人[令和2年3月時点の登録者数53,051人]を目標とします。					
	年度	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
	予定	閲覧者数 148,000人	閲覧者数 154,500人	閲覧者数 161,000人	閲覧者数 167,500人 登録者数 83,200人	閲覧者数 174,000人 登録者数 90,400人	
	実績	閲覧者数 234,964人	閲覧者数 349,879人	閲覧者数 (本年度未測定)			
スケジュール	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
	運用	→					
	充実	→					
主管部門	広報課、全室課						
関係部門	情報政策室						

※ ウェブアクセシビリティとは、高齢者や障がい者等、心身の機能に関する制約や利用環境等に関係なく、すべての人々がウェブ（インターネット）で提供される情報を利用できるようにすること。

No.	6	平成31年(2019年)3月 策定時				
基本方針	市民のためのサービスデザイン					
取組	情報発信					
アクションプラン	オープンデータの推進と地図情報の活用					
概要	市が保有する公共データを、有用性のあるものから順次、公開（オープン化）していきます。防災に直接活用できるようなデータについては、整備を進めた上でオープン化します。また、地図情報については公開型GIS（地理情報システム）を導入し、利用者にとって感覚的に分かりやすい情報提供ができるよう推進します。					
目的	オープンデータを提供することによって、市民参加型の行政を目指すとともに、行政の透明性・信頼性の向上等を図ります。					
成果目標（アウトカム）	内容	オープンデータについては、公開情報の種類を増やしていきます。公開型GIS（地理情報システム）を活用し、利用者に分かりやすい情報を数多く発信するようにしていくことにより、利用者数を向上させます。				
	評価指標（定量的）	オープンデータの公開ファイル数を平成30年度（2018年度）と比較し、全室課の合計50%の上昇を目標とします。[平成30年度（11月末現在） 775件] 公開型GIS（地理情報システム）の年間利用者数を増やし、は17,400人を目標とします。				
	年度	令和元年度（2019年度）	令和2年度（2020年度）	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）
	予定	オープン化 10%	オープン化 20%	オープン化 30% GIS利用 16,100人	オープン化 40% GIS利用 16,750人	オープン化 50% GIS利用 17,400人
	実績	オープン化	オープン化			
スケジュール	令和元年度（2019年度）	令和2年度（2020年度）	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	
	整備(GIS)					
	構築(GIS)					
	運用(GIS)					
主管部門	全室課					
関係部門	広報課、情報政策室、市民総務室					

主な見直し内容

オープンデータの成果目標について、既に令和2年度に成果目標を達成しているため、令和3年度以降はオープンデータの掲載ページの閲覧数増を成果目標として見直しを行う。

公開型GISについて、新型コロナウイルスの影響によって緊急業務が増加したことより整備に取り掛かれていないため、導入時期を令和5年度に延期します。

No.	6	中間見直し案				
基本方針	市民のためのサービスデザイン					
取組	情報発信					
アクションプラン	オープンデータの推進と地図情報の活用					
概要	市が保有する公共データを、有用性のあるものから順次、公開（オープン化）していきます。防災に直接活用できるようなデータについては、整備を進めた上でオープン化します。また、地図情報については公開型GIS（地理情報システム）を導入し、利用者にとって感覚的に分かりやすい情報提供ができるよう推進します。					
目的	オープンデータを提供することによって、市民参加型の行政を目指すとともに、行政の透明性・信頼性の向上等を図ります。					
成果目標（アウトカム）	内容	オープンデータについては、公開情報の種類及び閲覧者数を増やしていきます。公開型GIS（地理情報システム）を導入し、利用者に分かりやすい情報を数多く発信するようにしていきます。				
	評価指標（定量的）	【令和元年度～令和3年度】オープンデータの公開ファイル数を平成30年度（2018年度）と比較し、全室課の合計50%の上昇を目標とします。[平成30年度（11月末現在） 775件] 【令和4年度～令和5年度】オープンデータページの閲覧数を年間1,500人ずつ増やすことを目標とします。[令和2年度 14,042人]				
	年度	令和元年度（2019年度）	令和2年度（2020年度）	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）
	予定	オープン化 10%	オープン化 20%	オープン化 30%	オープンデータ 閲覧数 15,500人	オープンデータ 閲覧数 17,000人
	実績	オープン化 +96.3%	オープン化 +115.48%	(本年度未測定)		
スケジュール	令和元年度（2019年度）	令和2年度（2020年度）	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	
	整備(GIS)					
	構築(GIS)					
	運用(GIS)					
主管部門	全室課					
関係部門	広報課、情報政策室、市民総務室					

No.	10	平成31年(2019年)3月 策定時				
基本方針	市民のためのサービスデザイン					
取組	子育て・学び					
アクションプラン	図書館資料の電子化					
概要	資料の電子化を進め、デジタル化した電子資料（地域資料等）の閲覧を可能とします。また、音楽データベースを導入し、視聴覚資料（音楽資料）の電子化を進め、図書館利用者が自宅からでもストリーミング（逐次再生）方式 [※] で音楽を楽しむようにします。					
目的	電子資料を増やすとともに、音楽データベースの使い方講座等の実施や、図書館内にタブレットを用意する等、図書館利用者の利便性向上を図ります。また、地域資料等をホームページから閲覧できるようにすることにより、資料の利用促進も図ります。					
成果目標 （アウトカム）	内容	図書館利用者の閲覧・視聴できる電子資料（地域資料等）を増やします。				
	評価指標 （定量的）	地域資料等のデジタル化点数 [※] について、年間150点ずつ増やすことを目標とします。				
	年度	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	予定			150点	300点	450点
	実績					
スケジュール	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
	計画・設計					
	調達・構築					
	運用					
主管部門	中央図書館					
関係部門						

※ ストリーミング（逐次再生）方式とは、インターネットを利用し、映像音楽等を視聴すること。
 ※ 点数とは、本であれば「冊」、新聞であれば「部」というような助数詞（単位）を総称した表現。

主な見直し内容

令和3年7月に電子図書館サービスの提供が開始したことから、電子図書館サービスについての記述を追加。また、音楽配信にかかる社会情勢の変化に伴い、音楽データベースの導入に関する記述を変更。

No.	10	中間見直し案				
基本方針	市民のためのサービスデザイン					
取組	子育て・学び					
アクションプラン	図書館資料の電子化					
概要	①電子資料（地域資料等）を電子化し、ホームページで閲覧できるようにします。 ②電子図書館サービス（令和3年7月導入）による電子書籍の提供拡大を進めるとともに、図書館内にもタブレットを用意する等、デジタルでのサービス提供環境を整備します。					
目的	図書館利用者が時間や場所にとらわれずサービスを利用できるようにし、利便性向上及び資料の利用促進を図ります。また、併せて 利用者のニーズにあったコンテンツの充実 を図ります。					
成果目標 （アウトカム）	内容	図書館利用者の閲覧・視聴できる電子資料（地域資料等）を増やします。 電子図書館サービスに導入した電子書籍の利用を増やします。				
	評価指標 （定量的）	【令和元年度～令和5年度】 地域資料等のデジタル化点数 [※] について、年間150点ずつ増やすことを目標とします。 【令和4年度～令和5年度】 電子書籍年間回転数（電子書籍1冊あたりの年間貸出回数を表す値。貸出数÷コンテンツ所蔵数）の令和3年度（令和3年7月から同年12月）実績値1コンテンツあたり2.8回を基準に、最終年度に1コンテンツあたり 3回 を目標とします。				
	年度	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	予定			地域資料 150点	地域資料 300点 電子書籍回転数 2.9回	地域資料 450点 電子書籍回転数 3回
	実績			(本年度未測定)		
スケジュール	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
	計画・設計					
	調達・構築					
	運用					
主管部門	中央図書館					
関係部門						

※ 点数とは、本であれば「冊」、新聞であれば「部」というような助数詞（単位）を総称した表現。

No.	12	平成31年(2019年)3月 策定時				
基本方針	市民のためのサービスデザイン					
取組	子育て・学び					
アクションプラン	小中学校のICT環境の充実					
概要	市立小中学校の各教室にプロジェクター等を設置し、児童・生徒にとってより分かりやすい授業を行えるようにします。また、インターネット環境の整備を行い、調べ学習や児童・生徒同士が教え合う学習を行う等、学校教育の充実を図ります。					
目的	資料の拡大表示、動画配信、音声朗読等の機能を活用したより分かりやすい授業や、調べ学習等の独自学習が展開できることにより、児童・生徒の学力向上を図ります。					
成果目標 (アウトカム)	内容	より分かりやすい授業や独自学習を導入していくことにより、各教室のプロジェクターの利用率を100%まで上げます。				
	評価指標 (定量的)	各教室の授業におけるプロジェクター利用率を1日につき1回以上(100%)を目標とします。				
	年度	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	予定	20%	50%	70%	90%	100%
	実績					
スケジュール	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
	導入					
	運用					
主管部門	教育センター					
関係部門	教育政策室					

主な見直し内容

SATSUKIネット再構築および校務システム等の再構築についての記述を追加。
--

No.	12	中間見直し案				
基本方針	市民のためのサービスデザイン					
取組	子育て・学び					
アクションプラン	小中学校のICT環境の充実					
概要	市立小中学校の各教室にプロジェクター等を設置し、児童・生徒にとってより分かりやすい授業を行えるようにします。また、インターネット環境の整備を行い、調べ学習や児童・生徒同士が教え合う学習を行う等、学校教育の充実を図ります。 また、吹田市学校教育情報通信ネットワークの再構築や校務に関するシステムを再構築し、昨今社会問題となっている教職員の残業を削減し、本来業務である児童・生徒とのかかわりの充実を図ります。					
目的	プロジェクターの使用による資料の拡大表示、動画配信、音声朗読等の機能を活用したより分かりやすい授業や、調べ学習等の独自学習が展開できることにより、児童・生徒の学力向上を図ります。 ネットワーク再構築及びシステム再構築により、残業時間を削減することで教職員の負担を減らし、本来業務である児童・生徒とのかかわる時間の増加・質の向上を図ります。					
成果目標 (アウトカム)	内容	より分かりやすい授業や独自学習を導入していくことにより、各教室のプロジェクターの利用率を100%まで上げます。 実務に沿ったネットワーク再構築・システム再構築により、教職員の残業時間を削減します。				
	評価指標 (定量的)	【令和元年度～令和5年度】各教室の授業におけるプロジェクター利用率を1日につき1回以上(100%)を目標とします。 【令和4年度～令和5年度】教職員年間総残業時間(令和2年度664,925時間(1,667人))の20%削減を目標とします。				
	年度	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	予定	プロジェクター 20%	プロジェクター 50%	プロジェクター 70%	プロジェクター 90% 残業時間削減 5%	プロジェクター 100% 残業時間削減 20%
	実績	プロジェクター 71.4%	プロジェクター 88.9%	(本年度未測定)		
スケジュール	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
	導入(プロジェクター)					
	運用(プロジェクター)					
	導入(再構築)					
	運用(再構築)					
主管部門	教育センター					
関係部門	教育政策室					

No.	13	平成31年(2019年)3月 策定時				
基本方針	市民を守るICT					
取組	防災・防犯					
アクションプラン	施設のICT環境の充実					
概要	市民の利用機会の多い市の施設において、公衆無線LAN(Wi-Fi)の整備を行います。公衆無線LAN(Wi-Fi)は、発災時における市民の通信手段の確保だけでなく、平時における施設の利用促進に寄与します。例えば、地区公民館では、高齢者層等のICTに不慣れな市民の知識技能の底上げを行っていき、市民生活の向上を図ります。市民ホール等では、利用率の比較的低かった若年層の訪問を促し、施設利用者の増加だけでなく、多世代交流や地域コミュニティの醸成を図ります。また、避難者及び市民へ向けた緊急情報の提供を行うだけでなく、地域からの情報を受けるためのICTを活用した仕組みの導入を検討し、必要な環境整備を行います。					
目的	公衆無線LAN(Wi-Fi)等を活用し、講座の充実や地域コミュニティの発展を図り、発災時においては各施設において避難者の情報収集を可能とします。また、緊急時における情報提供と情報収集の仕組みを導入し、避難者、市民、及び市職員が必要な緊急情報を直ちに利用できることを可能とします。					
成果目標 (アウトカム)	内容	地区公民館において、現代的課題であるICTにかかる講座等を充実させ、グループ活動でも利用できるようにし、公衆無線LAN(Wi-Fi)を利用したインターネット接続への延べアクセス回数(利用数)を向上させます。				
	評価指標 (定量的)	公衆無線LAN(Wi-Fi)等の整備は段階的に行うことにより、環境整備に係る条件を精査していきます。まずは、地区公民館における公衆無線LAN(Wi-Fi)を利用したインターネット接続への延べアクセス回数(利用数)として、12,000回を目標とします。				
	年度	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	予定	1,000回	3,000回	7,000回	10,000回	12,000回
実績	5,270回	4,991回				
スケジュール	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
	運用					
	拡充					
主管部門	まなびの支援課、市民自治推進室、その他施設を管理する室課、危機管理室					
関係部門	情報政策室					

主な見直し内容

防災・防犯対策の成果として、より分かりやすい指標とするため、評価指標をアクセス数から施設整備率に変更します。令和3年8月時点で142施設中99施設(約70%)の整備が完了し、令和4年度(2022度)までに避難所施設の整備率100%を目指します。

No.	13	中間見直し案				
基本方針	市民を守るICT					
取組	防災・防犯					
アクションプラン	施設のICT環境の充実					
概要	市民の利用機会の多い市の施設において、公衆無線LAN(Wi-Fi)の整備を行います。公衆無線LAN(Wi-Fi)は、発災時における市民の通信手段の確保だけでなく、平時における施設の利用促進に寄与します。例えば、地区公民館では、高齢者層等のICTに不慣れな市民の知識技能の底上げを行っていき、市民生活の向上を図ります。市民ホール等では、利用率の比較的低かった若年層の訪問を促し、施設利用者の増加だけでなく、多世代交流や地域コミュニティの醸成を図ります。また、避難者及び市民へ向けた緊急情報の提供を行うだけでなく、地域からの情報を受けるためのICTを活用した仕組みの導入を検討し、必要な環境整備を行います。					
目的	公衆無線LAN(Wi-Fi)等を活用し、講座の充実や地域コミュニティの発展を図り、発災時においては各施設において避難者の情報収集を可能とします。また、緊急時における情報提供と情報収集の仕組みを導入し、避難者、市民、及び市職員が必要な緊急情報を直ちに利用できることを可能とします。					
成果目標 (アウトカム)	内容	吹田市の所管する142の避難所施設(令和3年8月時点)に対して、発災時における、各避難者の情報収集ツールとして活用するため公衆無線LAN(Wi-Fi)を整備します。				
	評価指標 (定量的)	【令和元年度～令和3年度】地区公民館における公衆無線LAN(Wi-Fi)を利用したインターネット接続への延べアクセス回数(利用数)として、12,000回を目標とします。 【令和4年度～令和5年度】令和4年度(2022年度)までに避難所施設の整備率を100%とします。				
	年度	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	予定	1,000回	3,000回	7,000回	100%	100%
実績	5,270回	4,991回	(本年度未測定)			
スケジュール	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
	運用					
	拡充					
主管部門	まなびの支援課、市民自治推進室、その他施設を管理する室課、危機管理室					
関係部門	情報政策室					

No.	15	平成31年(2019年)3月 策定時				
基本方針	市民を守るICT					
取組	防災・防犯					
アクションプラン	街頭防犯カメラの多目的利用の推進					
概要	市内562拠点の街頭防犯カメラについて、更新に合わせてネットワーク対応（IoT）機器へと変更し、正常作動通知機能等の防犯カメラの管理上必要な通知機能を追加します。また、街頭防犯カメラ設置箇所を情報集約拠点として、子どもや高齢者情報と街頭防犯カメラの記録画像とを照合するなど、子どもや高齢者等の見守りへの活用についても検討していきます。					
目的	現場に出向くことなくカメラの故障を把握することで、迅速な対応ができます。それにより、録画できない時間の短縮が可能となり、防犯カメラが街を見守る時間を長く設けることができます。また、位置情報集約拠点として、子どもや高齢者の検索等の見守り活動にも活用できるようになります。					
成果目標（アウトカム）	内容	現在、ネットワーク非対応の防犯カメラを利用しているため、機器更新時期においてネットワーク対応（IoT）機器の防犯カメラへ変更します。また、見守りへの活用が可能な防犯カメラ機器を導入します。				
	評価指標（定量的）	ネットワーク対応（IoT）機器の街頭防犯カメラの設置拠点数を562拠点（全拠点）とします。				
	年度	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	予定					562拠点
	実績					
スケジュール	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
	機器更新					
主管部門	危機管理室、高齢福祉室、指導室、青少年室					
関係部門						

主な見直し内容

防犯カメラでの子どもや高齢者の検索等の見守り活動への活用については、費用面やプライバシーなどの課題があるため見送ります。まずは正常作動通知機能を備えた防犯カメラを導入し、さらに防犯カメラの設置台数を既存の562拠点から899拠点に増やすことで、安心・安全なまちづくりを目指す。

No.	15	中間見直し案				
基本方針	市民を守るICT					
取組	防災・防犯					
アクションプラン	街頭防犯カメラのネットワーク対応の推進					
概要	市内562拠点の街頭防犯カメラについて、更新に合わせてネットワーク対応（IoT）機器へと変更し、正常作動通知機能等の防犯カメラの管理上必要な通知機能を追加します。また、 設置台数を増やすことで、さらなる安心・安全なまちづくりを目指します。					
目的	現場に出向くことなくカメラの故障を把握することで、迅速な対応ができます。それにより、録画できない時間の短縮が可能となり、防犯カメラが街を見守る時間を長く設けることができます。また、 設置台数を増やすことで、さらなる犯罪抑止の効果が期待できます。					
成果目標（アウトカム）	内容	現在、ネットワーク非対応の防犯カメラを利用しているため、機器更新時期においてネットワーク対応（IoT）機器の防犯カメラへ変更するとともに、 設置台数を増やします。				
	評価指標（定量的）	既設の街頭防犯カメラをネットワーク対応（IoT）機器に更新するとともに全体の設置台数を899拠点に増やします。				
	年度	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	予定			331拠点	613拠点	899拠点
	実績			(本年度未測定)		
スケジュール	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
	機器更新					
主管部門	危機管理室					
関係部門						

No.	16					平成31年(2019年)3月 策定時	
基本方針	業務改善を支えるICT						
取組	内部事務最適化						
アクションプラン	会議の効率化						
概要	ネットワーク会議システム（仮称）を導入し、出先機関の職員が本庁舎へ移動することなく会議や集合研修に参加できるような仕組みを整備します。 会議室等にモニターやネットワーク設備等を設置し、テレワーク [※] を見据えた環境の整備していきます。						
目的	出先機関の職員の本庁舎への移動時間を削減し、その時間を別の必要な業務へ割り当てます。会議室の収容人数の都合により研修に参加できなかった職員が参加できるようになります。 災害時等の緊急を要する場合には、必要な会議を即時開催できることが可能となり、市民の安全を守ることに寄与します。						
成果目標 （アウトカム）	内容	ネットワーク会議システム（仮称）を導入し、運用状況を精査しつつ、他の施設への導入検討を進めます。					
	評価指標 （定量的）	ネットワーク会議システム（仮称）の延べ利用職員数を増やし、平成35年度（2023年度）の利用者数200人を目標とします。					
	年度	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	
	予定				100人	200人	
	実績						
スケジュール	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）		
	調査研究						
	構築・拡充						
	運用						
主管部門	情報政策室						
関係部門	総務室、人事室						

※ テレワークとは、場所と時間を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。就労者や企業にとっての効果だけでなく、日本の労働人口減少緩和等社会にとっての効果も挙げられている。本計画13頁を参照。

主な見直し内容

策定当初は仮称であったネットワーク会議システムの名称を修正。それに伴い、システムの実運用に合わせて概要・目的を修正。令和2年度実績値において、当初予定していた成果目標を大きく上回っていたことから、令和4、5年度の成果目標値を上方修正。
また、令和2年度から運用開始されたテレワークシステムについて記述を追加。

No.	16					中間見直し案	
基本方針	業務改善を支えるICT						
取組	内部事務最適化						
アクションプラン	働き方改革の推進						
概要	①内部ネットワークを用いた庁内テレビ会議システム、およびインターネット会議システム（合わせて「オンライン会議システム」と総称する。）を導入し、出先機関の職員が本庁舎へ移動することなく会議や集合研修に参加できるような仕組み、および庁内会議室の空き状況に制限されることなく迅速に必要な会議を開催できる仕組みを整備します。 ②テレワーク [※] システムを導入し、在宅勤務のための環境を整備します。						
目的	出先機関の職員の本庁舎への移動時間を削減し、その時間を別の必要な業務へ割り当てます。災害時等の緊急を要する場合には、必要な会議を即時開催できることが可能となり、市民の安全を守ることに寄与します。 テレワークシステムを導入することで、職員の働き方改革に寄与します。						
成果目標 （アウトカム）	内容	オンライン会議システムの活用を推進します。 テレワークシステムの活用を推進します。					
	評価指標 （定量的）	【令和元年度～令和3年度】ネットワーク会議システム（仮称）の延べ利用職員数を増やし、利用者数200人を目標とします。 【令和4年度～令和5年度】オンライン会議システムを用いた会議の開催回数を、令和2年度実績値の2,124回を基準として年間3,000回を目標とします。 テレワーク実施者（1回以上システムを利用した職員数）●●人を目標とします。					
	年度	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	
	予定	- 下線部については、現在検討中。			会議システム 2,700回 テレワーク実施 ●●人	会議システム 3,000回 テレワーク実施 ●●人	
	実績	-	会議システム 2,124回	(本年度未測定)			
スケジュール	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）		
	調査研究						
	構築・拡充						
	運用						
主管部門	情報政策室						
関係部門	総務室、人事室						

※ テレワークとは、場所と時間を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。就労者や企業にとっての効果だけでなく、日本の労働人口減少緩和等社会にとっての効果も挙げられている。本計画13頁を参照。

No.	17	平成31年(2019年)3月 策定時				
基本方針	業務改善を支えるICT					
取組	内部事務最適化					
アクションプラン	文書管理事務等の電子化と効率化					
概要	<p>文書管理事務においては、現行の紙文書による取扱いに加え、メールの添付書類等（電磁的記録）のみで処理が完結する文書の收受や起案・決裁について、電磁的記録を原本として、それらの処理や保管・保存が可能となるよう文書管理のルールを見直し、処理の迅速化や検索の簡易化等が図れるよう文書目録管理システムを更新します。また、会計事務においては、支払伝票の枚数を削減する等、会計処理を見直し、会計事務のより適切かつ効率的な執行が可能となるよう財務会計システムを更新します。</p>					
目的	文書目録管理システムや財務会計システムを更新し、事務の効率化を図ります。					
成果目標（アウトカム）	内容	メールでやりとりする文書を始め、電磁的記録で処理することが有効と認められる文書について、電磁的記録による文書管理を可能とします。				
	評価指標（定量的）	導入年度において、文書管理事務の電子化率20%を目指し、その後も段階的に拡大していきます。				
	年度	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	予定				文書の電子化率 20%	文書の電子化率 30%
	実績					
スケジュール	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
	調査研究					
	更新					
	運用					
主管部門	法制室、会計室					
関係部門	情報政策室					

主な見直し内容

行政のデジタル化を加速化させるため、当初電子化の対象として「メール等の電磁的記録で処理することが有効と認められる文書」としていた前提を、電子化が可能な全ての文書を電子化対象とする前提に見直しを行い、文書管理システムが稼働する令和5年度に文書の電子化率70%を目指す。併せて、電子化率の定義明確化、スケジュール見直しを行う。
 ※電子化が困難な文書：図面、捺印を伴う申請書等

No.	17	中間見直し案				
基本方針	業務改善を支えるICT					
取組	内部事務最適化					
アクションプラン	文書管理事務等の電子化と効率化					
概要	<p>文書管理事務においては、現行の紙媒体を前提とする文書の管理を変更し、電磁的記録として收受又は作成した文書について、電磁的記録を原本として、それらの処理や保管・保存が可能となるよう文書管理のルールを見直します。また、事務処理の迅速化や検索の簡易化等が図れるよう、電子決裁機能を有し、文書の作成から廃棄までを一貫して電子的に管理することができる新たな文書管理システムを構築します。</p> <p>会計事務においては、支払伝票の枚数を削減する等、会計処理を見直し、会計事務のより適切かつ効率的な執行が可能となるよう財務会計システムを更新します。 財務会計システムについては令和6年（2024年）7月運用開始予定です。</p>					
目的	文書目録管理システムや財務会計システムを更新し、事務の効率化を図ります。					
成果目標（アウトカム）	内容	電磁的記録として收受又は作成した文書 について、電磁的記録による文書管理を行います。				
	評価指標（定量的）	導入 当初は、文書管理システムで收受・作成する起案文書等の電子化率（※）70% を目指し、その後も段階的に拡大していきます。				
	年度	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	予定					文書の電子化率 70%
	実績					
スケジュール	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
	調査研究					
	更新					
	運用					
主管部門	法制室、会計室					
関係部門	情報政策室					

※文書管理システム上登録されている起案文書のうち添付書類が電子データのもののみを、総起案数で除して100を乗じたもの

No.	19 平成31年(2019年)3月 策定時					
基本方針	業務改善を支えるICT					
取組	内部事務最適化					
アクションプラン	最新技術の活用と調査研究					
概要	行政の内部事務に当たっては、各種法令・ルールに基づいた単純処理や短期間に集中する処理が多数あるため、RPA※やAI※等を活用し、業務改善を進めます。また、働き方改革を実現するため、長時間労働の是正、柔軟な働き方がしやすい環境整備に向けての調査研究も行います。					
目的	従来の事務処理方法を見直す等、業務整理を行った上で、適応可能な業務にはRPA等を導入し、職員全体の生産性向上を目指します。また、これにより捻出できる時間を市民サービス向上のために活かします。					
成果目標（アウトカム）	内容	RPA等最新技術を適用すべき単純処理作業等を洗い出し、業務整理を行った上で導入します。				
	評価指標（定量的）	RPAやAI等の導入による単純事務作業に係る時間をそれまでの業務時間と比較し、毎年合計100時間削減※することを目標とします。				
	年度	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	予定		100時間	100時間	100時間	100時間
	実績		233時間			
スケジュール	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
	調査研究	→				
	導入	→				
	運用	→				
主管部門	情報政策室、企画財政室、人事室、全室課					
関係部門						

- ※ Robotic Process Automation:人が設定した手順に従ってパソコンを使った事務処理を行う技術。
- ※ Artificial Intelligence:人工知能ともいい、学習等の人間の知的能力をコンピュータ上で再現する技術。
- ※ このアクションプランにおける業務時間削減には、アクションプラン7（介護保険事務）及び11（入園事務）にある評価指標の数値を含まないものとします。

主な見直し内容

RPA、AI-OCR、AI議事録、ローコード開発ツール等の最新技術の段階的な導入予定を受け、成果目標の削減時間の上方修正を行う。具体的には、令和5年度までに業務時間を6,060時間/年、人件費換算で約2,600万円/年の削減を目標とする。

No.	19 中間見直し案					
基本方針	業務改善を支えるICT					
取組	内部事務最適化					
アクションプラン	最新技術の活用と調査研究					
概要	行政の内部事務に当たっては、各種法令・ルールに基づいた単純処理や短期間に集中する処理が多数あるため、RPA※、AI※、ローコード開発ツール※等（以下、「最新技術等」といいます。）を活用し、業務改善を進めます。働き方改革を実現するため、長時間労働の是正、柔軟な働き方がしやすい環境整備に向けての調査研究も行います。また、産学官連携に関する情報収集を行い、施策に活かします。					
目的	従来の事務処理方法を見直す等、業務整理を行った上で、適応可能な業務にはRPA等を導入し、職員全体の生産性向上を目指します。また、これにより捻出できる時間を市民サービス向上のために活かします。					
成果目標（アウトカム）	内容	最新技術等を適用すべき作業等を洗い出し、業務整理を行った上で導入します。				
	評価指標（定量的）	最新技術等を導入し、導入前（令和元年度）と比較して、令和5年度までに年間6,060時間削減することを目標とします。				
	年度	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	予定		100時間	100時間	4,110時間	6,060時間
	実績		233時間	(本年度末測定)		
スケジュール	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
	調査研究	→				
	導入	→				
	運用	→				
主管部門	情報政策室、全室課					
関係部門						

- ※ Robotic Process Automation:人が設定した手順に従ってパソコンを使った事務処理を行う技術。
- ※ Artificial Intelligence:人工知能ともいい、学習等の人間の知的能力をコンピュータ上で再現する技術。
- ※ ローコード開発ツール:可能な限りプログラムを書かずにマウス操作等でアプリ等の開発が可能となる製品の総称

No.	20 平成31年(2019年)3月 策定時					
基本方針	業務改善を支えるICT					
取組	内部事務最適化					
アクションプラン	情報セキュリティの強化					
概要	<p>日々刻々と変化する情報セキュリティの脅威から情報資産を守り、かつ、情報漏えいやシステム障害によって市民サービスを停止するようなことがないように、最新のセキュリティ関連情報や技術動向を注視し、セキュリティレベルを向上させていきます。</p> <p>具体的には、各種システムのサーバ等機器の仮想化・クラウド化[※]の促進や、職員向けの研修や監査の継続実施を行います。また、「SOC[※]」や「CSIRT[※]」等、国が示すセキュリティ組織のあり方についての調査研究を進めます。</p>					
目的	技術的対応と人的対応の両面から、市民情報や秘匿情報の保護を強化します。					
成果目標（アウトカム）	内容	職員へのセキュリティ研修のカリキュラムをさらに充実させるとともに、eラーニングの推進等、研修に参加しやすい環境を整備します。また、研修不参加の職員等についてのフォロー研修を各職場で実施します。				
	評価指標（定量的）	情報セキュリティにおける研修への参加人数については、全職場から1名以上の参加ができるよう年200人の参加を目標とします。研修不参加者については、所属内研修でフォローしていきます。[平成30年度（2018年度）148人]				
	年度	令和元年度（2019年度）	令和2年度（2020年度）	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）
	予定	200人	200人	200人	200人	200人
	実績	115人	441人			
スケジュール	令和元年度（2019年度）	令和2年度（2020年度）	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	
	研修	→				
監査	→					
主管部門	情報政策室、市民総務室、人事室、全室課					
関係部門						

主な見直し内容

情報セキュリティ体制強化のため、職員の情報セキュリティ研修の受講を必須とし、外部監査の実施を前提とした見直しを行う。情報セキュリティ研修の内容の充実、外部監査の実施により個人情報の取扱いへの対応について更なる強化を図る。また、成果目標については情報セキュリティ研修を全職員が受講することを目標とするため、吹田市の全職員のうちの受講した割合を指標とする。

No.	20 中間見直し案					
基本方針	業務改善を支えるICT					
取組	内部事務最適化					
アクションプラン	情報セキュリティの強化					
概要	<p>日々刻々と変化する情報セキュリティの脅威から情報資産を守り、かつ、情報漏えいやシステム障害によって市民サービスを停止するようなことがないように、国が公表する情報セキュリティに関する各種ガイドラインを参考に、最新のセキュリティ関連情報や技術動向を注視し、セキュリティレベルを向上させていきます。</p> <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> ガバメントクラウド（※アクションプラン22参照）をはじめとした、各種システムのサーバ等機器の仮想化・クラウド化[※]の促進 外部の情報セキュリティ専門家による情報セキュリティ監査 情報セキュリティ研修の内容強化（外部監査結果の共有や、セキュリティ事故発生を想定したケーススタディ等）及び職員の参加環境の充実 <p>を実施し、個人情報を含む情報資産の取扱いについての対策を更に強化させていきます。</p> <p>また、「SOC[※]」や「CSIRT[※]」等、国が示すセキュリティ組織のあり方についての調査研究を進めます。</p>					
目的	機密情報の保護及び市民サービスに関するシステムの安定性を強化します。					
成果目標（アウトカム）	内容	個人情報はじめとした重要な情報を取り扱う全ての職員について、情報セキュリティに関する知識・能力の向上を図ります。				
	評価指標（定量的）	【令和元年度～令和3年度】情報セキュリティにおける研修への参加人数については、全職場から1名以上の参加ができるよう年200人の参加を目標とします。研修不参加者については、所属内研修でフォローしていきます。[平成30年度（2018年度）148人] 【令和4年度～令和5年度】全職員が情報セキュリティ研修を受講することを目標とします。				
	年度	令和元年度（2019年度）	令和2年度（2020年度）	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）
	予定	200人	200人	200人	100%	100%
	実績	115人	441人	(本年度未測定)		
スケジュール	令和元年度（2019年度）	令和2年度（2020年度）	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	
	研修	→				
監査	→					
主管部門	情報政策室、市民総務室、人事室、全室課					
関係部門						

※ システムのサーバ等機器の仮想化・クラウド化とは、「情報システムを動かす機械の一部に故障が生じて、残りの正常に動作している機械にてサービスを継続させる」等の、可用性を向上させるための技術のこと。データを端末に残さずサーバ機器等に保存することを「仮想化」、サーバ機器等をセキュリティが強いデータセンターに置くことを「クラウド化」と表現する場合も多い。

※ SOC（Security Operation Center）、CSIRT（Computer Security Incident Response Team）とは、セキュリティ対応組織のこと。事業におけるセキュリティリスクの低減を図ることを目的とし、その業務内容は多岐に渡るもので、組織体制は団体・企業等によって異なる。

中間見直し案（新規追加）

No.	21					
基本方針	市民のためのサービスデザイン					
取組	手続					
アクションプラン	キャッシュレス決済の導入拡充					
概要	<p>キャッシュレス化は国を挙げて推進している施策であり、2025年にはキャッシュレス決済比率を40%程度とすることを目指しています。社会全体でキャッシュレス化が進む中で、行政機関での支払いも同様にキャッシュレス化に対応していくため、窓口等におけるキャッシュレス決済の導入を進めます。</p>					
目的	<p>キャッシュレス決済の導入を進めることにより、対人での接触機会の削減等、いわゆる「新しい生活様式」に対応するとともに、市民の利便性の向上を図ります。また、職員等が現金を直接取り扱う機会を低減することで、窓口の事務効率化等、業務プロセスの改善を図ります。</p>					
成果目標（アウトカム）	内容	<p>使用料・手数料・自己負担金等※1のうち、キャッシュレス決済が可能な支払い対象の拡大を目指します。</p>				
	評価指標	<p>キャッシュレス決済（コード決済・セミセルフレジ・コード決済請求書払い等）を導入している室課の割合及びコード決済が可能な歳入の種類。</p>				
	年度	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	予定				<p>導入室課：●% コード決済※2を 利用可能な歳入 ●●種類</p>	<p>導入室課：●% コード決済※2を 利用可能な歳入 ●●種類</p>
	実績					
スケジュール	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
方針策定						
対象拡大						
主管部門	キャッシュレス決済を導入する全室課					
関係部門	企画財政室					

※1 原則、一般会計、特別会計における歳入を対象とします。

※2 窓口に設置したQRコード等を、利用者がスマートフォン等で読み取る方式のみ

No.	22					
基本方針	業務改善を支えるICT					
取組	内部事務最適化					
アクションプラン	情報システム等の標準化・共通化					
概要	<p>「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立し（令和3年9月施行）、各地方公共団体は、政令で定める事務※について、令和7年度までに、ガバメントクラウド※上に構築された、標準化基準に適合したシステムへ移行することが義務付けられました。現在庁舎内で構築・運用している住民情報系の各システムについて、スケジュールに則した移行作業を着実に進めます。</p>					
目的	住民サービス向上・行政の効率化・システム調達コスト低減等の実現を目指します。					
成果目標（アウトカム）	内容	対象システムについて、令和7年度までに標準化及びクラウド化を実現します。				
	評価指標（定量的）	令和6年度稼働を目指す住民記録、税務の2業務について、令和5年度に標準準拠システムの構築を開始することを目標とします。（その他の対象業務は、令和6年度構築開始、令和7年度稼働開始を予定）				
	年度	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	予定					2業務
	実績					
スケジュール		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	分析調査			▶		
	調達準備				▶	
	調達・構築					▶
主管部門	対象システム所管室課					
関係部門	情報政策室					

※ 政令で定める事務：住民記録・税・福祉等、住民情報に関する事務について定められている。

※ ガバメントクラウド：政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）の利用環境。独立行政法人、地方公共団体、準公共分野（医療、教育、防災等）の情報システムについても、活用することとされている。